

1 新たな「さがみはら産業集積促進方策」(新STEP50)の取り組みについて

(説明者：経済部長)

(1) 主な意見等

- 企業立地に係る奨励措置として行う、新規立地企業への土地取得奨励金や建物建設奨励金の対象について、立地場所を新たな都市づくりの拠点に限定し、既存の工業専用地域、工業地域、準工業地域などを対象外としている理由は何か。
  - 「選択と集中」という考えのもと、都市計画マスタープランなどとの整合も図りながら、新たな都市づくりの拠点に対する企業進出を促す上での、インセンティブとして限定した。
  - また、工業専用地域では、まとまった土地が売りに出た際、奨励金の有無に係わらず、宅地開発が制限されているという操業環境の良さから、かなりの確率で、企業の新規立地が期待できる。
  
- 新たな都市づくりの拠点に立地する企業以外は奨励しないということか。また、津久井地域に対しては奨励していかないのか。
  - 奨励金の交付はないが、固定資産税や都市計画税において不均一課税を講じていくなど、他の産業集積促進地域に新規立地する企業等にも奨励措置は準備されている。
  - 津久井地域に対しては、今後も経済活性化を図るうえでの支援が必要と考えるので、都市計画区域との整合性を図りながら引き続き奨励措置を講じていきたい。
  
- 土地取得奨励金や建物建設奨励金について、既存の工業専用地域や工業地域を対象外とすることで、都市間競争の観点から、影響は出ないのか。
  - 進出企業側の判断は様々あるのだろうが、進出を決定する一義的な要因は、住工混在の問題やインターチェンジへのアクセスなど、操業環境による部分が大きい。新たな都市づくりの拠点はこうした条件を備えているものの、他市に比べ、土地が高いというデメリットがある。この点を補い都市間競争における優位性を確保するため、奨励金については、このエリアを選択した。
  - また、相模原市の将来のまちづくりに向け、駅周辺については都市型の住宅や商業施設等、インターチェンジ周辺には産業を集積していくといった、大きな方向性を持っているものと考え、新たな都市づくりの拠点に進出する企業へのインセンティブを高めている。
  
- 新たな都市づくりの拠点に創出される産業系用地の面積が約50haという説明があったが、その内訳は。また、都市建設局との調整は行っているのか。
  - 当麻地区が約27ha、A&Aの先行地区が約15ha、大島界地区が約3ha、金原地区が約5haといった内訳である。また、都市建設局の調整は拠点整備課と行っている。
  
- 経費見込みとして、工業用地の保全に対し奨励金を約1億円見込んでいるが、保全に対する奨励金とはどのような内容か。
  - 地区計画を導入することにより工業地域であっても、工業専用地域並みに住宅

利用等に制約を行うことから、土地に係る固定資産税と都市計画税の2分の1相当額を5年間交付するといったものである。

- 土地取得奨励金や建物建設奨励金について、既存の工業専用地域や工業地域においても、一部、例外的に認めるような措置は取らないのか。
  - 既存の工業専用地域や工業地域については、既存工場の建替えが大きな課題である。この点を鑑み、市内30年以上立地企業についての、建替えニーズに対応した家屋への奨励金といった措置を設けている。
- 議会の環境経済部会での意見はどのようなものがあったのか。
  - 企業誘致策だけでなく、市内製造業の現況の把握に努められたいということ、施策のメッセージ性を高め、ポイントを絞った情報発信に努められたいということ、企業誘致と産業用地の整備は両輪であり新たな都市づくりの拠点の整備を急ぐべきであることなどの意見があった。
- 財政的な負担はどの程度を想定しているのか。
  - 既存の工業専用地域や工業地域などを奨励金の対象に残した場合、財政負担はかなり膨らむこととなるが、選択と集中の中で、新たな都市づくりの拠点に限定していくことで、現行制度の負担が大きい平成22年度、平成23年度については、現行制度への上乗せは微増に留まり、その後、新制度による支出がピークとなる平成25年度においても、8億5,000万円程度に抑えられ、単年度の負担が急激に膨らむ事態は回避できるものと想定している。
- 新しい都市づくりの拠点であるインターチェンジ周辺への工業系企業の進出に関する立地相談・問合せはどの程度あるのか。
  - これまでのところ、戦略的に外部への情報発信がなされていないので殆ど問い合わせが来ていない。

環境経済局としては、JETRO等の各種団体に対し、個別に相模原市の将来構想を含めた説明に回っているものの、実際に企業からしてみれば、人気のあるインターチェンジ周辺であっても工業用地の供用開始がいつなのかが最大の関心事であり、スケジュールが明確になっていないことで、問い合わせにつながっていない。

こうしたことから、本制度の導入に当たり、立地情報に係る新たなホームページの立ち上げや、ダイレクトメールによる情報発信を行うとともに、用地創出のスケジュール等についても都市建設局と連携し、外部への情報発信を行っていく。
- これまでの議論を踏まえれば、財政上の負担をある程度考慮しつつ、相模原市の将来構想としての産業集積という観点から、新しい都市づくりの拠点に対し、奨励措置が厚くなるのは止むを得ないのではないのか。

## (2) 結 果

- 原案のとおり承認する。

以 上